

国民健康保険税の決め方が変わります

制度改革に伴い、財政の運営主体が都道府県単位になりますが、課税・徴収は今までどおり、長島町が行います。

納められた保険税は、国保事業費納付金として長島町が県へ納めることとなりますが、国保事業費納付金の金額は、医療費水準などを考慮して県が市町村ごとに決めることとなります。

そのため、税率については、国保事業費納付金と国民健康保険全体の財政状況を考えて、長島町が毎年見直しを行うこととなります。

なお、長期的には県内が同じ税率になるように県と市町村で今後も話し合いを続けていくこととなります。

○平成30年度から3方式へ

これまで、長島町では4方式（所得割・資産割・均等割・平等割）で保険税の計算を行ってきましたが、平成30年度から資産割を除く3方式で県内統一することとなりました。

◎問い合わせ先

役場税務課

☎ (86) 1172 [直通]

平成30年度国民健康保険税率

医療分（国保に加入する全ての人）		
所得割	均等割	平等割
(前年中総所得－33万)×6%	18,000円×被保険者数	19,000円×1世帯
後期高齢者支援分（国保に加入する全ての人）		
所得割	均等割	平等割
(前年中総所得－33万)×3.8%	8,000円×被保険者数	9,000円×1世帯
介護分（国保に加入する40歳以上65歳未満の人）		
所得割	均等割	平等割
(前年中総所得－33万)×2.4%	8,500円×被保険者数	8,500円×1世帯

※税率の変更はありません

所得割…所得に応じて計算 均等割…被保険者数に応じて計算 平等割…1世帯ごとに計算

国民健康保険税＝医療分＋後期高齢者支援分＋介護分

後期高齢者医療保険料率の改定内容

内訳	変更前 (平成28・29年度)	→	変更後 (平成30・31年度)
	均等割		51,500円
所得割率	9.97%		9.57%
年間負担限度額	57万円		62万円

◎問い合わせ先

役場町民保健課

☎ (86) 1157 [直通]

鹿児島県後期高齢者医療広域連合業務課保険料班

☎ 099 (206) 1329

後期高齢者医療では、被保険者の皆さんの医療費の動向などを踏まえ、2年ごとに保険料率の見直しをすることになります。被保険者の皆さんが安心して

医療を受けられるように、平成30・31年度の保険料率を、次の表のとおり改定します。なお、均等割額・所得割率とも下がっています。

後期高齢者医療保険料率 が変わります